

# 土壌・地下水汚染に係る対応方針

埼玉県環境部

## 1 目的

2に規定する対象事案判明時の対応のあり方を定めることにより、県民への汚染の事実及び汚染による健康被害の可能性の周知並びに汚染規模の確認及び汚染原因の特定を迅速に行うことを目的とする。

## 2 対象事案

本対応方針の対象は次に掲げる事案とする。

- (1) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号、以下「土対法」という。）に基づく土壌汚染状況調査の結果、土壌の特定有害物質（土対法第2条1項に規定するものをいう。以下、(1)において同じ。）による汚染状態が土対法第6条第1項第1号に規定する基準に適合しないことが判明した事案及び地下水の特定有害物質による汚染状態が土対法施行規則第7条第1項に規定する地下水基準に適合しないことが判明した事案
- (2) 埼玉県生活環境保全条例（平成13年条例第57号、以下「条例」という。）に基づく土壌汚染状況調査の結果、土壌の特定有害物質（条例第76条に規定するものをいう。以下、(2)において同じ。）による汚染状態が条例第79条第2項に規定する基準に適合しないことが判明した事案及び地下水の特定有害物質による汚染状態が条例施行規則第67条第2項に規定する浄化基準に適合しないことが判明した事案
- (3) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号、以下「水濁法」という。）に基づく地下水の常時監視の結果、地下水の有害物質（水濁法第2条第2項第1号に規定するものをいう。）による汚染状態が水濁法施行規則第9条の3第2項に規定する浄化基準に適合しないことが判明した事案
- (4) その他土壌又は地下水の汚染状況調査の結果、土壌の汚染状況又は地下水の水質汚濁状況が(1)から(3)に規定するいずれかの基準に適合しないことが判明した事案

## 3 概況公表について

- (1) 2に掲げる事案を確知した場合には県は原則として当該汚染の事実を6に規定する範囲で公表（以下「概況公表」という。）するものとする。
- (2) (1)のうち、溶出量基準又は地下水基準に適合しない事案にあつては、概況公表と併せて、当該公表範囲内で井戸水を飲用しないよう周知するとともに井戸の存在の有無を調査するものとする。
- (3) (1)の汚染原因者が判明している場合には県は原則として当該汚染原因者に対し、概況公表とは別に、今後の汚染対策等について公表するよう促すものとする。

#### 4 周辺調査について

- (1) 概況公表により6に規定する範囲内に井戸の存在が確認された事案（地下水汚染のないことが判明したものを除く。）にあつては、原則として県は調査対象の井戸を選定の上、当該汚染の拡散範囲を確認し、及び当該汚染の原因を究明するための調査（以下「周辺調査」という。）を実施するものとする。
- (2) 県は県民の健康被害防止のために必要と認めるときは周辺調査の結果を公表するものとする。

#### 5 継続調査について

- (1) 県は、周辺調査の結果から当該地下水汚染の拡散状況を定期的に確認する必要があると判断した井戸について、継続的な汚染状況の調査（以下「継続調査」という。）を実施するものとする。
- (2) (1)のうち汚染原因者が判明している事案にあつては、県は原則として当該汚染原因者に対し、継続調査を実施し、当該調査の結果を報告するよう指導するものとする。
- (3) 県は、県民の健康被害防止のために必要と認めるときは継続調査の結果を公表するものとする。
- (4) (3)のうち汚染原因者が継続調査を実施している事案にあつては、原則として県は当該汚染原因者に対し、当該汚染の対応方針を公表するよう促すものとする。
- (5) 県は、土対法及び条例に基づく土壌汚染状況調査並びに継続調査の結果、当該継続調査事案に係るすべての土壌及び地下水が2(1)から(4)に規定する特定有害物質等の基準に適合し、県民の健康被害の懸念がなくなつたと認めるときは当該事案の対応を終了するものとする。

#### 6 公表の範囲について

概況公表、周辺調査及び継続調査の結果の公表の範囲は当該公表時点の当該土壌又は地下水の汚染により土壌の直接摂取又は地下水の摂取を原因とする健康被害の懸念があると認める地域とする。

平成18年6月1日

平成26年3月24日（一部改正）

令和3年2月24日（改正）